

答 申 第 4 号

平成21年 2月16日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年9月22日付け環企発第421号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「熊本市環境審議会委員」の公募に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する
異議申立てについて

- | | |
|--------|--|
| 文書等の件名 | 1 応募原稿の5段階評価における「文書表現事例等」の資料 |
| | 2 応募原稿の字数が800字に満たなかった、あるいはオーバー
した場合の採点基準資料等 |

[諮問第12号]

別 紙

諮問第12号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市環境審議会委員の公募選考における応募原稿の審査項目の5段階評価基準の「文書表現事例等」の資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）及び応募原稿の字数が800字に満たなかった、あるいはオーバーした場合の採点基準資料等（以下「本件文書Ⅱ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

「熊本市環境審議会委員」に対する公募委員の選考に当たり、「良好な環境を未来に引き継ぐために」を共通のテーマとする応募原稿（小論文）選考において「（1）非常に優れている（2）優れている（3）普通（4）劣っている（5）非常に劣っている」の5段階評価基準に「文書表現事例等」がないのは、「熊本市環境審議会委員」を選考する評価基準制度とはとても思えない。社会通念上は、公平公正な採点評価があるので不存在はあり得ない。不存在を取消して欲しい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

実施機関は、「請求者（申立人）の選考に当たっては応募原稿（1、640字）を各審査項目について評価している」と主張しているが、字数超過及び字数不足に対する評価基準の規定はどこにもない。評価したとするならば、どのような採点基準によって評価したのか不開示と受けとめられるので、不存在を取消して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

ア「熊本市の環境に対する関心度」の選考基準として

①非常に優れている②優れている③普通④劣っている⑤非常に劣っている、の5段階を設けている。しかし、その他上記①から⑤と評価する基準の文例等、列挙語句等、標準的凡例等は存在しない。

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、標準的凡例等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

イ「環境についての問題意識」の選考基準として

上記アの①から⑤と評価する基準の文例等、列挙語句等、標準的凡例等は存在しない。

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、標準的凡例等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

ウ「環境保全に関する理解度、知識」の選考基準として

上記アの①から⑤と評価する基準の文例等、列挙語句等、標準的凡例等は存在しない。

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、標準的凡例等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

エ「環境保全に対する熱意、意欲」の選考基準として

上記アの①から⑤と評価する基準の文例等、列挙語句等、標準的凡例等は存在しない。

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、標準的凡例等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

オ「公正、公平性」の選考基準として

上記アの①から⑤と評価する基準の文例等、列挙語句等、標準的凡例等は存在し

ない。

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、標準的凡例等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第 11 条第 2 項に該当する。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

評価方法は「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、応募原稿の字数不足、オーバーした場合の採点基準資料等については作成していないため存在しない。

したがって、条例第 11 条第 2 項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱについて

本件文書Ⅰは、熊本市環境審議会委員の公募選考における応募原稿審査項目の 5 段階評価基準の「文書表現事例等」の資料である。

本件文書Ⅱは、応募原稿の字数が 800 字に満たなかった、あるいはオーバーした場合の採点基準資料等である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市環境審議会委員の公募選考における応募原稿の評価基準については、「環境審議会の公募委員の選考に関する要綱（以下「要綱」という。）」第 8 条第 1 項にて選考基準が規定され、選考基準第 1 項評価方法において「各審査項目を 5 段階で評価する」旨規定されている。

申立人は、各審査項目の評価の際、5 段階評価の目安となる「文書表現事例等」があるべきであるとの主張であるが、大枠の評価基準は要綱で規定してある。

評価については、評価基準に基づき採点者の自由な裁量によって判断されるべきものであるから、本件文書Ⅰが存在しないとする実施機関の主張は十分合理的であり、本件文書Ⅰは存在しないと認められる。

(4) 本件文書Ⅱの存否について

熊本市環境審議会委員の公募選考における応募原稿の評価基準については、要綱で規定しており、要綱には応募原稿の字数の違いによる評価基準についてはなんら触れられておらず、応募原稿の字数が 800 字を基準に増減した場合に評価するとも、評

価しないとも明記されていない。

また、応募原稿の字数が1、640字ある応募原稿を評価したのだから、「応募原稿の字数が800字を基準に増減した場合の採点基準があるはずだ」との申立人の主張であるが、前述のとおり大枠の評価基準は要綱で規定してある。

評価については、評価基準に基づき採点者の自由な裁量によって判断されるべきものであるから、本件文書Ⅱが存在しないとする実施機関の主張は十分合理的であり、本件文書Ⅱは存在しないと認められる。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	高 木 絹 子
委	員	田 中 節 男
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 9月22日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 10月 7日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 10月23日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 12月 3日	諮問の審議を行った。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
平成21年 2月16日	答申（案）の審議を行った。